

件名

株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件

金融庁

○財務省告示第 号
経済産業省

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行に伴い、及び経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省令第一号）第十九条第一号イの規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示経済産業省

金融庁
（平成二十年財務省告示第一号）の一部を次のように改正し、金融商品取引法及び投資信託及び投資法
経済産業省

人に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年五月一日）から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(預金の受払事務の委託等) 第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第十九条第一号イに規定する主務大臣等が別に定める者は、次に掲げる者とする。 一 有価証券関連連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務、同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）を営む金融商品取引業者 〔二・三 略〕 2 〔略〕	(預金の受払事務の委託等) 第二条 〔同上〕 一 有価証券関連連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。）を営む金融商品取引業者 〔二・三 同上〕 2 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。